

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,221事業所

なお、本年も、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した1,221事業所を、組織、企業規模、産業等により30層に層化し、これらの層から343事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別，企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調査対象事業所	事業所 1,221	事業所 560	事業所 482	事業所 179
抽出事業所	343	148	147	48
調査事業所（産業計）	282	133	105	44
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業	26	11	8	7
製 造 業	117	49	48	20
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	52	28	14	10
卸売業，小売業	21	13	7	1
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	14	10	4	0
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	52	22	24	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模，事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所，閉鎖が判明した事業所が1所，調査不能の事業所が59所あった。
- 2 調査対象事業所343所から企業規模，事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所及び閉鎖が判明した事業所1所を除いた341所に占める調査完了事業所282所の割合（調査完了率）は，82.7%である。
- 3 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下，各表について同じ。）
ただし，「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は，調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

その2 地域別，企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調査事業所（地域計）	事業所 282	事業所 133	事業所 105	事業所 44
広 島 市	145	81	49	15
上 記 を 除 く 県 内 の 市	121	41	53	27
県 内 の 町	16	11	3	2

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,707	208,577	201,806	196,853
	短大卒	181,437	182,830	181,762	※ 166,879
	高校卒	169,971	169,696	171,283	※ 165,433
新卒事務員	大学卒	206,686	209,037	201,952	※ 190,938
	短大卒	172,001	※ 172,317	※ 174,127	※ 166,879
	高校卒	163,285	164,687	159,438	※ 169,054
新卒技術者	大学卒	206,725	208,235	201,626	199,904
	短大卒	186,085	185,388	※ 188,128	—
	高校卒	171,238	170,398	174,813	※ 160,000
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 236,860	※ 236,860	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学 卒	規模計	34.5	(38.7)	(61.3)	—	65.5
	500人以上	32.5	(52.1)	(47.9)	—	67.5
	100人以上 500人未満	40.1	(26.2)	(73.8)	—	59.9
	100人未満	26.3	(39.1)	(60.9)	—	73.7
高校 卒	規模計	19.9	(36.4)	(62.0)	(1.6)	80.1
	500人以上	20.1	(44.2)	(55.8)	—	79.9
	100人以上 500人未満	23.7	(26.6)	(70.0)	(3.4)	76.3
	100人未満	9.9	(50.0)	(50.0)	—	90.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	22	54.0	872,229	10,593	861,636	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	16	53.2	950,964	406	950,558	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	56.4	669,205	43,813	625,392	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	17	53.2	824,739	117	824,622	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	52.8	831,732	205	831,527	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	53.6	815,433	0	815,433	
	事務部長	436	52.7	659,915	3,638	656,277	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	345	52.7	674,829	2,283	672,546	
	短大卒	27	53.5	545,571	10,969	534,602	
	高校卒	64	52.7	635,613	7,098	628,515	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	389	53.2	668,548	1,266	667,282	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)
	大学卒	306	53.1	687,105	603	686,502	
	短大卒	24	53.6	642,707	7,159	635,548	
	高校卒	58	53.6	595,225	2,088	593,137	
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	133	52.1	603,672	13,231	590,441	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)	
大学卒	108	52.1	624,198	16,509	607,689		
短大卒	9	47.9	481,073	0	481,073		
高校卒	16	54.4	546,414	419	545,995		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	96	51.6	619,154	3,162	615,992	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	78	51.3	621,829	3,245	618,584		
短大卒	11	52.3	646,494	396	646,098		
高校卒	7	54.9	549,703	6,400	543,303		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	849	48.8	544,131	8,789	535,342	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	622	48.1	552,456	9,028	543,428		
短大卒	67	50.2	494,813	4,856	489,957		
高校卒	158	50.9	534,994	9,536	525,458		
中学卒	2	32.5	392,822	0	392,822		
技術課長	1,036	49.0	555,358	12,820	542,538		
大学卒	740	48.2	556,732	12,421	544,311		
短大卒	66	50.8	563,501	14,943	548,558		
高校卒	230	51.4	548,040	13,601	534,439		
中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	249	47.5	477,932	45,027	432,905	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)
	大学卒	161	45.7	480,849	56,887	423,962	
	短大卒	13	48.5	425,350	41,113	384,237	
	高校卒	74	51.1	479,167	20,357	458,810	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	204	41.6	494,672	50,331	444,341	
	大学卒	162	40.2	501,791	55,067	446,724	
	短大卒	10	47.7	452,519	31,425	421,094	
	高校卒	32	49.0	458,829	23,453	435,376	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	931	44.6	445,999	54,233	391,766	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	522	41.6	436,775	55,793	380,982	
	短大卒	132	47.0	388,462	46,514	341,948	
	高校卒	273	49.2	489,340	54,568	434,772	
	中学卒	4	44.2	378,284	53,615	324,669	
	技術係長	841	45.1	507,139	83,102	424,037	
	大学卒	391	42.0	480,966	79,335	401,631	
	短大卒	82	46.3	494,216	74,162	420,054	
高校卒	362	47.9	537,770	89,019	448,751		
中学卒	6	48.0	456,788	74,026	382,762		
事務主任	803	44.5	403,675	48,327	355,348	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)	
大学卒	470	42.2	412,664	54,132	358,532		
短大卒	108	47.3	384,813	41,480	343,333		
高校卒	225	48.3	393,163	38,554	354,609		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	979	44.8	463,440	72,447	390,993		
大学卒	629	43.9	468,411	75,594	392,817		
短大卒	72	46.9	436,456	57,278	379,178		
高校卒	275	47.0	457,626	68,074	389,552		
中学卒	3	54.1	331,192	9,096	322,096		
事務係員	3,331	37.5	311,970	34,237	277,733		
大学卒	2,010	34.1	312,815	37,819	274,996		
短大卒	486	44.6	311,511	26,033	285,478		
高校卒	833	41.7	310,353	30,454	279,899		
中学卒	2	35.9	239,607	35,062	204,545		
技術係員	2,843	36.3	362,216	61,831	300,385		
大学卒	1,750	33.8	355,779	61,784	293,995		
短大卒	310	36.9	343,748	57,148	286,600		
高校卒	775	41.7	383,511	63,890	319,621		
中学卒	8	46.9	378,377	42,914	335,463		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	21	54.0	897,906	11,224	886,682	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.3	993,445	440	993,005	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	56.4	669,205	43,813	625,392	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	16	53.3	842,172	125	842,047	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	53.1	864,785	231	864,554	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	53.6	815,433	0	815,433	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
	事務部長	310	53.0	728,232	1,645	726,587	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	255	52.8	743,729	1,502	742,227	
	短大卒	10	52.6	606,732	65	606,667	
	高校卒	45	53.6	676,126	2,636	673,490	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	314	53.4	702,355	592	701,763	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	257	53.2	715,790	540	715,250	
	短大卒	19	54.2	672,280	1,244	671,036	
	高校卒	38	54.2	634,805	607	634,198	
中学卒	—	—	—	—	—	—	
事務部次長	61	52.4	629,318	302	629,016	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	46	52.3	657,269	252	657,017		
短大卒	4	49.2	523,783	0	523,783		
高校卒	11	54.0	551,582	622	550,960		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術部次長	66	52.0	692,898	2,306	690,592	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	52	51.8	702,011	2,831	699,180		
短大卒	11	52.3	646,494	396	646,098		
高校卒	3	54.8	711,465	410	711,055		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
事務課長	521	49.3	609,644	12,285	597,359	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	399	48.3	607,098	11,567	595,531		
短大卒	29	51.9	593,400	10,755	582,645		
高校卒	93	52.5	623,744	15,500	608,244		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	709	49.2	592,208	15,926	576,282	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	522	48.3	589,484	14,766	574,718		
短大卒	44	50.7	617,149	20,292	596,857		
高校卒	143	52.7	595,498	19,399	576,099		
中学卒	—	—	—	—	—	—	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	160	47.7	511,859	46,271	465,588	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)
	大学卒	101	45.6	509,458	59,733	449,725	
	短大卒	6	48.3	435,390	45,470	389,920	
	高校卒	52	51.9	525,252	19,173	506,079	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	173	41.0	512,053	53,784	458,269	
	大学卒	140	39.7	515,883	58,413	457,470	
	短大卒	8	46.3	463,456	16,906	446,550	
	高校卒	25	50.4	496,781	27,494	469,287	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	607	44.6	479,403	59,480	419,923	係の長及び係長級専門職
	大学卒	326	41.2	465,268	60,688	404,580	
	短大卒	70	46.4	415,699	50,155	365,544	
	高校卒	210	49.8	521,579	60,003	461,576	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係長	583	44.7	541,369	92,083	449,286	
	大学卒	242	40.6	515,409	89,882	425,527	
	短大卒	48	45.6	555,620	84,324	471,296	
高校卒	287	48.0	563,668	95,673	467,995		
中学卒	6	48.0	456,788	74,026	382,762		
事務主任	506	45.6	444,325	54,840	389,485	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員間)	
大学卒	288	43.5	455,453	62,244	393,209		
短大卒	59	48.5	432,898	47,156	385,742		
高校卒	159	48.8	425,085	42,078	383,007		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	648	45.6	485,534	76,812	408,722		
大学卒	423	44.6	484,764	78,146	406,618		
短大卒	39	48.8	490,600	66,193	424,407		
高校卒	186	47.9	486,751	75,132	411,619		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	2,110	37.8	331,375	37,920	293,455		
大学卒	1,294	33.8	326,805	41,745	285,060		
短大卒	281	45.9	345,735	29,465	316,270		
高校卒	535	43.1	334,560	33,131	301,429		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	2,025	36.3	373,663	67,281	306,382		
大学卒	1,218	33.7	366,592	67,046	299,546		
短大卒	219	35.8	353,999	63,204	290,795		
高校卒	583	42.1	396,001	69,404	326,597		
中学卒	5	49.0	393,444	49,000	344,444		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	X	X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	110	52.4	535,720	5,061	530,659	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	79	52.3	535,259	3,286	531,973	
	短大卒	17	53.9	518,133	15,860	502,273	
	高校卒	14	51.2	561,182	1,567	559,615	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	65	52.5	556,375	3,159	553,216	
	大学卒	45	52.7	559,547	0	559,547	
	短大卒	4	53.8	578,349	24,054	554,295	
	高校卒	15	51.9	551,198	6,979	544,219	
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	66	51.9	598,662	28,365	570,297	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	56	52.1	622,179	34,610	587,569		
短大卒	5	47.0	447,742	0	447,742		
高校卒	5	55.0	535,745	0	535,745		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	23	51.2	498,130	0	498,130		
大学卒	20	51.0	503,002	0	503,002		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	52.3	464,096	0	464,096		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	294	48.4	466,454	2,629	463,825	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	206	48.2	477,635	3,448	474,187		
短大卒	36	49.0	442,834	1,653	441,181		
高校卒	50	49.1	442,223	238	441,985		
中学卒	2	32.5	392,822	0	392,822		
技術課長	274	48.7	485,041	4,944	480,097		
大学卒	186	48.2	484,047	5,494	478,553		
短大卒	19	51.0	465,812	4,282	461,530		
高校卒	69	49.4	492,937	3,660	489,277		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	77	46.6	428,901	45,479	383,422	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長― 係長間)
	大学卒	53	44.9	439,602	52,779	386,823	
	短大卒	7	48.6	415,715	36,933	378,782	
	高校卒	17	50.3	404,356	28,585	375,771	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	24	45.9	389,964	32,270	357,694	
	大学卒	17	45.5	390,571	30,749	359,822	
	短大卒	2	53.0	411,519	85,857	325,662	
	高校卒	5	44.8	380,397	17,276	363,121	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	290	44.4	376,245	44,739	331,506	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	177	42.4	381,666	46,172	335,494	
	短大卒	59	47.4	358,687	45,388	313,299	
	高校卒	52	47.2	379,394	40,153	339,241	
	中学卒	2	46.9	353,317	27,045	326,272	
技術係長	228	45.8	409,202	57,918	351,284		
大学卒	139	45.1	404,111	54,849	349,262		
短大卒	29	48.1	397,649	52,725	344,924		
高校卒	60	46.3	426,030	67,209	358,821		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	254	41.9	333,653	36,544	297,109	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長― 係員間)	
大学卒	163	39.3	335,611	38,391	297,220		
短大卒	42	45.7	316,297	28,360	287,937		
高校卒	49	47.3	342,243	37,564	304,679		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	298	42.4	400,580	55,574	345,006		
大学卒	189	41.0	412,774	62,529	350,245		
短大卒	25	44.5	370,299	39,356	330,943		
高校卒	81	44.7	384,195	46,108	338,087		
中学卒	3	54.1	331,192	9,096	322,096		
事務係員	992	36.6	273,740	26,566	247,174		
大学卒	605	34.3	283,057	28,843	254,214		
短大卒	163	41.6	249,283	20,839	228,444		
高校卒	222	38.7	267,367	24,642	242,725		
中学卒	2	35.9	239,607	35,062	204,545		
技術係員	707	36.7	314,443	35,634	278,809		
大学卒	471	34.5	310,627	36,848	273,779		
短大卒	68	43.0	317,726	34,077	283,649		
高校卒	165	39.9	322,460	33,180	289,280		
中学卒	3	42.4	345,743	29,732	316,011		

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	16	51.6	490,828	20,717	470,111	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	52.4	470,985	8,023	462,962	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	50.1	531,727	46,881	484,846	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	10	52.3	477,813	6,722	471,091	
	大学卒	4	52.6	498,617	8,664	489,953	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	53.5	463,196	0	463,196	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務部次長	6	50.3	431,840	0	431,840	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)	
大学卒	6	50.3	431,840	0	431,840		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	7	50.1	430,832	16,710	414,122		
大学卒	6	48.2	433,260	14,195	419,065		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	34	46.3	378,078	13,418	364,660	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	17	43.8	368,028	20,639	347,389		
短大卒	2	52.0	389,955	0	389,955		
高校卒	15	48.1	387,111	7,518	379,593		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	53	48.0	390,601	6,449	384,152		
大学卒	32	47.2	381,190	7,335	373,855		
短大卒	3	51.2	373,199	0	373,199		
高校卒	18	49.0	410,367	6,045	404,322		
中学卒	—	—	—	—	—		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考		
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	12	49.8	375,385	30,494	344,891	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)	
	大学卒	7	51.9	392,775	48,149	344,626		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	46.9	350,899	5,635	345,264		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	7	43.8	348,706	13,010	335,696		
	大学卒	5	42.8	370,793	17,996	352,797		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	46.5	291,081	0	291,081		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	34	45.0	354,056	30,026	324,030		係の長及び 係長級専門職
	大学卒	19	42.5	349,370	41,888	307,482		
	短大卒	3	51.5	358,258	71	358,187		
	高校卒	11	47.1	356,566	16,432	340,134		
中学卒	X	X	X	X	X			
技術係長	30	48.2	368,391	43,866	324,525			
大学卒	10	45.6	377,533	57,173	320,360			
短大卒	5	45.2	346,647	73,048	273,599			
高校卒	15	50.8	369,678	25,199	344,479			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	43	44.1	291,276	32,859	258,417	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)		
大学卒	19	41.7	300,307	40,282	260,025			
短大卒	7	44.4	306,509	53,920	252,589			
高校卒	17	46.6	274,227	14,981	259,246			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	33	42.3	366,714	88,375	278,339			
大学卒	17	42.3	397,160	106,532	290,628			
短大卒	8	42.3	307,650	55,258	252,392			
高校卒	8	42.4	362,592	83,635	278,957			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	229	38.7	256,131	25,123	231,008			
大学卒	111	36.7	268,399	28,080	240,319			
短大卒	42	44.1	246,025	16,101	229,924			
高校卒	76	38.8	243,462	25,729	217,733			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術係員	111	34.9	278,453	42,218	236,235			
大学卒	61	32.8	283,733	47,092	236,641			
短大卒	23	37.4	262,757	29,972	232,785			
高校卒	27	37.7	280,292	41,829	238,463			
中学卒	—	—	—	—	—			

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電 話交換手を除く。 業務委託契約等 に基づき、他の事 業所において 業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X		
	守衛	10	55.1	458,014	85,485		372,529
	用務員	4	55.8	326,654	21,747		304,907
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	17	57.9	765,235	0	765,235	
	大学教授	63	54.3	609,351	0	609,351	
	大学准教授	50	49.1	486,531	0	486,531	
	大学講師	29	44.5	429,600	0	429,600	
	大学助教	26	38.2	391,442	0	391,442	
	高等学校校長	2	60.2	679,306	2,378	676,928	
	高等学校教頭	6	54.0	597,757	3,333	594,424	
研究 関係 職種	高等学校教諭	79	44.8	493,658	14,205	479,453	
	研究所長	2	56.5	788,942	0	788,942	構成員50人以上の 所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	57	49.7	671,381	2,535	668,846	
	研究室(係)長	37	47.7	579,661	102,446	477,215	構成員3人以上の 室(係)の長
	主任研究員	133	44.0	492,844	65,914	426,930	
	研究員	98	36.7	360,084	14,833	345,251	
研究補助員	21	26.9	241,068	3,530	237,538		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 工 店 場 長 長		
	事 務 部 長 長 技 術 部 長 長		
6 級		支 工 店 場 長 長	
	事 務 課 長 長	事 務 部 長 長	
5 級		事 務 部 次 長 長	支 工 店 場 長 長
			事 務 部 長 長
4 級	事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 長	事 務 部 次 長 長
	技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 長	技 術 部 次 長 長
3 級	事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 長	事 務 課 長 長
	事 務 係 長 長	事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 長	事 務 係 長 長	事 務 係 長 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)
	事 務 係 員	事 務 係 員	事 務 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		373,927	272,636
	上半期 (A2)		372,897	271,686
特別給の支給額	下半期 (B1)		791,352	479,076
	上半期 (B2)		818,060	492,822
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{(B1)}{(A1)}\right)$	月分	2.12	1.76
	上半期 $\left(\frac{(B2)}{(A2)}\right)$	月分	2.19	1.81
	年間計		4.31月分	3.57月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 44.3	% 55.7	% 44.9	% 55.1	% 53.2	% 46.8
500人以上	44.6	55.4	44.6	55.4	58.1	41.9
100人 500人未満	46.3	53.7	47.8	52.2	53.3	46.7
100人未満	38.8	61.2	38.8	61.2	39.3	60.7

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない場合がある。

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		74.0%
	配偶者に家族手当を支給する	(85.3%)
家族手当制度がない		26.0%
扶養家族の 構成支給月額	配偶者	11,250円
	配偶者と子1人	17,565円
	配偶者と子2人	23,615円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
55.0 %	(18.5) %	(81.5) %	45.0 %

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
24.9 %	75.1 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	78.7 %	21.3 %	0.0 %

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		47.7 %	33.3 %	52.3 %
非 管 理 職		46.3	36.1	53.7

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
56.8 %	69.6 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…………… 食料

住居関係費…………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…………… 被服及び履物

雑費 I…………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II…………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,613	47,464	55,435	63,406	71,377
住居関係費	37,561	45,735	39,381	33,032	26,683
被服・履物費	5,193	5,841	7,317	8,792	10,269
雑費 I	18,447	39,824	49,362	58,901	68,451
雑費 II	9,044	26,640	26,053	25,466	24,875
合計	99,858	165,504	177,548	189,597	201,655

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間												
	全国（全国調査）										広島県（地方調査）		
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）		④ 総実労働 時間数 （調査産業計）	⑤ 所定外労働 時間数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）
令和元年度	296.1	0.1	271.1	0.2	0.5	25.0	△ 1.3	144.2	12.3	289.2	0.2	261.8	0.7
令和2年度	293.3	△ 1.0	271.5	0.1	△ 0.1	21.8	△ 12.9	140.0	10.6	282.3	△ 2.4	258.5	△ 1.3
令和2年4月	295.7	△ 1.3	272.9	△ 0.1	△ 0.1	22.7	△ 13.0	143.8	10.5	286.1	△ 2.6	261.5	△ 1.3
5月	287.2	△ 2.6	268.6	△ 0.3	△ 0.2	18.6	△ 26.6	126.9	8.6	275.1	△ 4.8	256.5	△ 2.1
6月	290.9	△ 2.2	272.2	△ 0.1	△ 0.3	18.7	△ 25.9	141.3	9.3	279.0	△ 4.3	259.5	△ 1.8
7月	292.7	△ 1.3	272.2	0.2	△ 0.3	20.5	△ 17.5	145.8	10.3	281.3	△ 3.3	259.5	△ 1.8
8月	291.1	△ 1.6	269.9	△ 0.4	△ 0.7	21.2	△ 14.1	133.7	9.9	279.2	△ 3.2	256.7	△ 2.1
9月	292.9	△ 1.0	271.7	0.0	△ 0.3	21.1	△ 12.6	140.6	10.7	282.8	△ 1.9	259.1	△ 1.0
10月	296.3	△ 0.7	273.8	0.3	△ 0.1	22.5	△ 11.6	147.4	11.3	285.2	△ 2.9	259.3	△ 2.6
11月	294.2	△ 1.2	271.1	△ 0.3	△ 0.2	23.0	△ 10.8	143.4	11.4	283.1	△ 2.5	257.0	△ 2.3
12月	295.0	△ 0.7	271.9	0.1	△ 0.2	23.1	△ 8.5	142.3	11.5	283.9	△ 2.6	257.4	△ 2.5
令和3年1月	293.0	0.0	270.0	0.4	0.0	23.0	△ 4.3	135.1	11.0	283.9	△ 0.3	259.7	1.1
2月	292.8	△ 0.3	269.9	0.3	0.2	22.9	△ 6.5	135.4	11.1	282.4	0.2	257.1	1.3
3月	297.3	1.1	273.7	1.5	0.7	23.7	△ 2.9	145.1	12.0	285.6	△ 0.3	258.9	0.4
4月	300.3	1.6	275.9	1.1	0.4	24.4	7.3	150.4	12.1	290.5	1.6	262.6	0.4
5月	294.9	2.6	272.1	1.4	0.9	22.8	22.5	136.0	11.1	281.8	2.5	258.6	0.9
6月	297.2	2.1	274.4	0.8	0.6	22.8	22.0	146.9	11.4	285.6	2.3	260.6	0.4

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ⑧の増減率は実数比較による。

3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	全国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	広島市 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全国 (%)	広島市 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
27.4	△ 4.1	150.9	13.8	291.2	0.8	297.4	1.1	0.5	0.3	1.2	2.3	1.55
23.8	△ 13.2	144.2	11.5	276.2	△ 5.2	290.1	△ 2.5	△ 0.2	△ 0.1	0.0	2.9	1.10
24.6	△ 14.3	149.1	10.9	267.9	△ 11.0	265.1	△ 13.3	0.1	0.2	0.8	2.6	1.30
18.6	△ 30.6	127.9	8.4	252.0	△ 16.2	264.9	△ 23.0	0.1	0.4	0.2	2.8	1.18
19.5	△ 28.1	146.9	9.5	273.7	△ 1.1	306.4	0.7	0.1	0.6	0.2	2.8	1.12
21.8	△ 18.3	149.0	10.5	266.9	△ 7.3	287.6	3.2	0.3	0.5	0.2	2.9	1.09
22.5	△ 14.2	136.3	10.6	276.4	△ 6.7	287.7	△ 13.6	0.2	0.5	0.2	3.0	1.05
23.7	△ 10.8	146.0	11.8	269.9	△ 10.2	276.6	△ 18.7	0.0	0.3	△ 0.1	3.0	1.04
25.9	△ 6.0	152.3	12.4	283.5	1.4	288.8	6.7	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	3.1	1.04
26.1	△ 4.0	146.0	12.3	278.7	0.0	259.1	3.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.1	3.0	1.05
26.4	△ 3.6	147.1	12.5	315.0	△ 2.0	373.5	22.8	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.3	3.0	1.05
24.2	△ 12.4	138.2	12.4	267.8	△ 6.8	253.5	△ 12.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.3	2.9	1.10
25.3	△ 10.0	140.8	12.8	252.5	△ 7.1	279.0	7.2	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.4	2.9	1.09
26.8	△ 7.2	151.1	14.1	309.8	6.0	339.5	18.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.2	2.6	1.10
27.9	13.7	156.7	13.9	301.0	12.4	278.1	4.9	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	2.8	1.09
23.2	24.4	139.9	12.2	281.1	11.5	254.2	△ 4.0	△ 0.1	△ 0.1	0.2	3.0	1.09
25.0	28.4	153.5	13.0	260.3	△ 4.9	258.2	△ 15.7	0.2	0.1	0.0	2.9	1.13

